

播但連絡道路 トンネルLED照明設備賃貸借契約仕様書

兵庫県道路公社

令和2年3月

1 総則

本仕様書は、兵庫県道路公社（以下「公社」という）が発注する「播但連絡道路 トンネルLED照明設備賃貸借契約」の契約内容について、必要な事項を示すものであり、賃貸人の適正な履行の確保を図るためのものである。

2 賃貸借期間

令和4年4月1日 から 令和14年3月31日 まで（120 か月）

（契約は令和2年5月を想定している。）

3 賃貸借対象

LED照明化対象トンネル（別紙1）におけるトンネル内LED照明器具、区分開閉器、取付金具、分電盤二次側以降の配線ケーブルとし、坑外灯においてはLED道路照明灯具（原則として電源装置は内蔵式とする）、カットアウトスイッチ（照明柱下部開口部）並びに照明灯具からカットアウトスイッチまでの配線ケーブルとする。

4 賃貸借数量

既設照明器具一覧表（別紙2）を参考とすること。

別紙2に記載の数量は、現在の低圧ナトリウムランプ等の数量を参考として示したものであり、各トンネルにおいて賃貸借の対象となるLED照明等の数量は、各設計基準・指針および別に示す設計条件に従って受注者が設計し、公社の承認を得たうえで決定するものとする。そのため、賃貸借数量は設計変更の対象としない。

5 設計基準・指針

本業務は下記の基準・指針（最新版）に従う。

- 1) 道路照明施設設置基準・同解説（公社）日本道路協会
- 2) LED・道路トンネル照明導入ガイドライン（案）国土交通省
- 3) 建築設備耐震設計・施工指針 日本建築センター
- 4) 電気通信施設設計要領・同解説（電気編）（一社）建設電気技術協会
- 5) 電気通信設備工事共通仕様書（一社）建設電気技術協会
- 6) 電気通信設備据付標準図集（一社）建設電気技術協会
- 7) 道路・トンネル照明器材仕様書（一社）建設電気技術協会

6 照明器具の仕様

LEDトンネル照明器具の製作実績がある日本国内メーカー製品で、道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）（平成27年3月）に適合するものとし、公社と協議のうえ承諾を得ること。設置後は、各トンネル現地において公社立会のもと照度測定を行い、性能確認報告書の提出を行うこと。

7 照明器具の設置業務概要

受注者は借入期間開始日の前日までに借入対象となる機器全ての設置及び、以下の業務を終えなければならない。これらに掛かる費用は全て本賃貸借料に含む。

- ・ 現地調査
- ・ 基本条件の整理
- ・ 基本設計報告書作成・提出
- ・ 設計図面の作成・提出
- ・ 機器承諾図の提出
- ・ 機器設置工事（照明操作盤、配線、配管、既設設備の撤去・処分等を含む）
- ・ 完成図面の作成・提出
- ・ トンネル設備配置図（別途提供）の修正・提出
- ・ 工事完成報告書の作成・提出
- ・ 照度測定の実施、報告書の作成・提出

（測定要領は「道路照明設置基準・同解説 付録5 測定要領 5-5 トンネル照明」に準ずる。）

8 照明機器の設置業者

照明機器の設置業者は次に掲げるいずれの要件も満たすものとする。

- ・ 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による電気工事に掛かる特定建設業の許可を有すること。

・兵庫県の建設工事入札参加資格者名簿における工種が電気工事であること。

・入札参加資格者名簿の電気工事における総合評定値が1400点以上であること。なお、総合評定値に、建設工事入札参加者に掛かる資格格付要領第4条の規定に基づく一般土木、建築一式、アスファルト舗装、造園、電気及び管の各工事に係る技術・社会貢献評価数値に準じて算定した数値を合算した数値を総合評定値とみなす。

9 照明機器の設置業務

(1) 賃貸人は、機器の設置に関する諸法令を遵守し、円滑な進捗を図ること。また、諸法令の適用・運用は賃貸人の責任において行わなければならない。

(2) 賃貸人は、機器の設置にあたり現地を確認するとともに、機種（照度）の選定・設置方法・設置手順・交通規制方法について、公社と協議すること。なお、交通規制にかかる費用については本契約に含むものとする。

(3) 例年10月下旬頃に2週間程度（土日祝日は除く）の夜間通行止を伴うリフレッシュ工事（舗装工事、トンネル設備・道路施設の点検及び補修等）を実施している。賃貸人は器具の設置、現地確認等の作業を上記期間内に実施することができる。実施に当たっては事前に公社及び作業業者と調整すること。

(4) 現地の確認等の結果、電圧の相違、その他不具合により電気室内

等の電気工事が必要であることが判明した場合は公社に報告・協議すること。電気室内等の電気工事は、原則として公社の負担で行うものとする。

(5) 賃貸人は、機器の設置作業前に、前項に基づく施工計画書（工程表を含む）を作成し公社に提出すること。

(6) 公安委員会との協議は、公社と協力し行うものとする。なお、作業時間は高速道路交通警察隊との協議により決定されるが、夜間施工となる場合であっても契約金額等変更対象としない。施工に伴い、主に片側交互通行規制を行うこととし、規制方法により規制車・規制予告看板・交通誘導員等を設置することとする。

(7) 賃貸人は、自らの費用により、既存照明灯具、配線ケーブル等を取り外し、機器を設置すること。

(8) 賃貸人は、自らの費用により、機器を固定するとともに、落下防止ワイヤー等による落下防止処置を施すこと。

(9) 賃貸人は、自らの費用により、現場発生品を適正に処分すること。

(10) 賃貸人は、トンネル照明器具直下の壁面（坑外灯はポールの見易い箇所）に管理番号等を記入した表示札を取付けること。なお、表示札の材質・意匠は公社と協議の上決定すること。

(11) 機器の設置及び動作確認は賃貸借期間開始日の前日までに全て完了させ、公社による検査に合格するものとする。なお、賃貸人は設置後、遅延なく機器を点灯できる状態とし、公社は賃貸人の設置した機器を賃貸借期間に関わらず使用できるものとする。

(12) この業務を行うにつき、第三者に損害を及ぼしたときは、賃貸人がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち公社の責に帰すべき事由により生じたものについては公社が負担する。

10 機器の保証について

(1) 賃貸人は、機器設置後から賃貸借期間終了まで、機器が正常な状態で使用できることを保証すること。

(2) 賃貸人は、機器に不具合が発生した場合は、新しい機器を無償で納入すること。同品の納入が行えない場合は、代替えとなる機器の仕様について、その都度公社と協議し決定するものとする。

(3) 機器の不具合が地震、津波、戦争、暴動、想定を超える風水害などの不可抗力による場合や、損傷させた原因者が判明しているときは、保証対象外とできる。

11 事故等による損傷の対応

(1) 事故等により、本契約による賃貸借物件を含む施設が一般交通に支障を及ぼしている場合は、公社がその撤去を行うものとする。

(2) 前項により公社が撤去した機器の復旧については、事故当事者との交渉を含めて公社が行うものとする。

12 他の道路管理者への移管時の対応

(1) 公社が播但連絡道路を本来管理者である兵庫県もしくは他道路事

業者に移管する場合は、本契約の引継ぎについては、移管先の管理者と協議するものとする。

(2) 公社は、上記の協議結果によっては、未済額の支払いについて賃貸人と協議し、契約変更など必要な手続きを行うものとする。

13 賃貸借期間終了及び契約解除時

本契約の賃貸借期間終了時には、上記3の賃貸借対象の全ての賃貸借数量を公社に無償譲渡するものとする。契約解除時における賃貸借対象の扱いは別途協議とする。

14 その他

(1) 設置する機器については、製造上の欠陥があった場合の対応リスクを低減する観点等から、複数のメーカーの製品を組み合わせることも可能とする。

(2) 償却資産（固定資産税）の申告については、賃貸人で行うものとする。

(3) 契約後、施工計画書を提出する際は、緊急用の連絡体制表（いずれも様式自由）を公社に提出すること。また、内容に変更がある場合はその都度提出すること。

(4) 賃貸人は賃貸人の名義と責任において、契約内容の全てを履行すること。

(5) 天災その他の不可抗力によって機器が滅失し又は損傷したときは

公社はその事実を遅滞なく書面により賃貸人に通知する。通知を受けた場合、賃貸人は直ちに調査を行い対応を協議すること。

(6) 賃貸人は毎月3日までに前月分の賃貸借料を請求すること。

(7) 賃貸借契約書第15条第1項による規定により契約解除した場合、公社は賃貸人に対し受注者の負担において機器の撤去を求めることができる。

(8) 公社は賃貸借契約期間中に機器の現状を変更し、または機器の性能を変更することができる。